

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

原告 求釈明

2022年10月18日

東京地方裁判所 民事第2部 D b 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

鈴木 雅 子



同

土 田 元 哉



同

岩 井 信



同

韓 泰 英



本件を担当してきた春名茂前裁判長は、本年9月1日付で被告国の法務省訟務局長（以下「訟務局長」といいます。）に就任しました。

被告国の訟務に関する組織は、法務省に置かれた訟務局および地方実施機関の法務局・地方法務局によって構成され、訟務局長は、行政訟務事務に係る国の責任者と解されます（別紙1【法務省ホームページ】参照）。

なお、訟務局訟務処理準則（訟務局長通達）の第14条1項は訟務局が単独で処理を担当する事件、訟務局が法務局等と共同して処理を担当する事件

が規定されており、本件訴訟は、旅券法の違憲性を争うものであることからすると訟務局が直接処理に関与する事件と思われます。(仮に法務局等が単独で処理する事件としても、法務局及び地方法務局訟務処理細則における「求指示」の制度により、上訴等について訟務局長の指示を求めるものと思われます。)

そうすると、春名茂氏は、これまで裁判長として本件を担当してきたにもかかわらず、今度はそのまま訟務局長として、法務大臣の下で、被告国側の責任者となったこととなります。

本件は旅券法の違憲性を真正面から問う行政訴訟であり、これまで11回に及ぶ口頭弁論が開かれ、原告からは諸外国の立法例や、専門家の意見書も提出するなど主張立証を尽くしてきました。今後も、被告国において、本件における主張、外務省職員等の証人尋問に係る方針の協議・検討、控訴の検討等がなされることは明らかです。そして、訟務の組織の構造および訟務局訟務処理準則からすれば、本件の決裁権者は訟務局長である春名茂氏と考えられ、判断者の立場として本件について評議してきた者が、今度は一方当事者の立場として訴訟の方針を決定しようという事態が生じています。

裁判所法第75条は評議の秘密を定め、民事訴訟法第23条は「裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。」は、「その職務の執行から除斥される。」と定めています。

しかし、行政専門部の裁判長が、一方当事者である被告国の訟務局長になった場合に、訟務局長が当該事件の国の内部における協議や決済から除斥となるのか、原告ら代理人は知識がありません。

そこで、下記のとおり、釈明等を求めます。

なお、地方裁判所の行政専門部の裁判長が事件係属中に一方当事者である被告国の訟務局長に直ちになるような最高裁判所による人事異動は、外見的に「裁判の公正を妨げるべき事情」(民事訴訟法24条1項)です(そのこと

は、仮に当該裁判長が被告国の法務大臣になり、その旨判決書の当事者欄に記載されると考えれば、容易に理解できます)。

また、前裁判長の下で評議に参加していた残された陪席裁判官は、今後の訴訟の進行や判決の評議にあたり、前裁判長が訟務局長になったことに鑑み、前裁判長の意向を忖度する可能性がないとは断言できません。少なくとも外部的には検証できません。

民事訴訟法第1条が「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め」と定めている趣旨にも反します。

したがって、原告訴訟代理人は、このような最高裁判所による人事異動は今後二度となされるべきではないという意見を有していることを申し添えます。

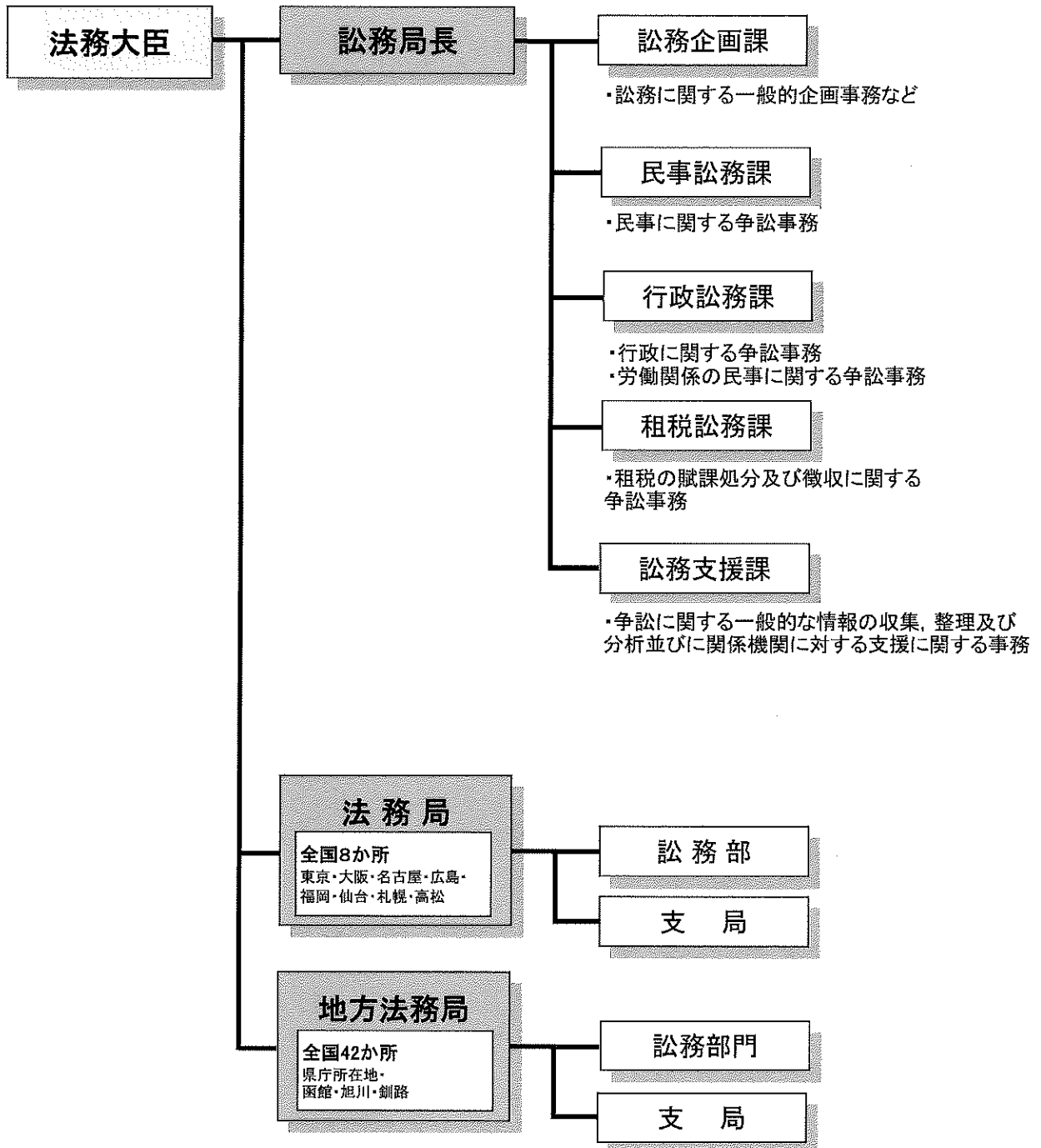
記

- 1 本件訴訟は、訟務局訟務処理準則において、「訟務局が単独で処理を担当する事件」「訟務局が法務局等と共同して処理を担当する事件」「法務局等が処理を担当する事件」のどれに該当しますか、お教え下さい。
- 2 被告が提出した本年10月7日付準備書面(7)及び同日付原告の立証の骨子に対する意見書について、訟務局長は決裁に関与したか、お答え下さい。仮に決裁に関与した場合、訟務局長との間で実質的な協議があったか、仮にあった場合には本件の審理状況について言及等があったか、お答え下さい。
- 3 法務省訟務局長は、事件の審理に裁判官として過去関与していた場合に当該職務から除斥する旨の法令、内規等がありますか。あれば開示してください。
- 4 仮に法令、内規等がない場合に、訟務局長が本件審理について被告国において協議や決済に関与せず、評議の秘密を害さないことを組織的に担保する他の「制度」がありますか。あれば、資料と共に教示してください。

- 5 「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」において訟務局長は副議長になっていますが（平成 27 年 5 月 27 日関係府省庁申合せ、平成 30 年 7 月 18 日一部改正。別紙 2【内閣官房ホームページ】参照。）、本件のように外務省が所管する行政事件が審議される上記連絡会議において訟務局長が除斥される法令、内規、取決め、申合せ事項等がありますか。あれば、資料と共に教示して下さい。
- 6 仮に法令、内規等やそれに代わる何らかの制度があっても、実際に訟務局長が当該訴訟に関する協議や決済に関与していないことを外部からは監視できないので、少なくとも訟務局長が被告国の内部において本件審理に関与しないことを言明する誓約書を提出してください。

以上

訟務の組織は、法務大臣を頂点として、法務省に置かれている訟務局と、地方実施機関としての法務局・地方法務局によって構成されています。



※法務局・地方法務局は、その管轄区域内の裁判所が取り扱い、又は取り扱うべき事件の処理を担当するものとされています。

[内閣官房について](#)[会見・発表](#)[政策・制度](#)[情報提供](#)[トップページ](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#) > [国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議](#) > [根拠](#)・[構成員](#)

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する 関係府省庁連絡会議の開催について

平成27年5月27日
関係府省庁申合せ
平成30年7月18日
一部改正

1. 国の利害に関係のある争訟等の法律問題に関する情報交換を促進し、関係府省庁全体の訟務機能強化を図るため、国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政）
副議長 法務省訟務局長
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
人事院事務総局総括審議官
復興庁統括官
内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長
金融庁総合政策局総括審議官
消費者庁次長
総務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房長
環境省大臣官房長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の名指する官職にある者とする。
4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の指名について

平成27年5月27日

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する
関係府省庁連絡会議議長決定

平成28年9月6日

一部改正

平成30年7月18日

一部改正

平成31年1月23日

一部改正

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成27年5月27日関係府省庁申合せ）第3項の規定に基づき、国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員を、次のとおり指名する。

議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
副議長	法務省訟務局訟務企画課長
構成員	人事院事務総局企画法制課長 復興庁参事官 内閣府大臣官房総務課長 宮内庁長官官房秘書課長 公正取引委員会事務総局官房総務課長 警察庁長官官房人事課監察官 金融庁総合政策局総務課長 消費者庁総務課長 総務省大臣官房総務課長 外務省大臣官房総務課長 財務省大臣官房参事官 文部科学省大臣官房総務課長 厚生労働省大臣官房総務課長 農林水産省大臣官房文書課長 経済産業省大臣官房総務課長 国土交通省大臣官房総務課長 環境省大臣官房総務課長 原子力規制庁長官官房総務課長 防衛省大臣官房訟務管理官

[ページのトップへ戻る](#)

[ご意見・ご要望](#) | [プライバシーポリシーについて](#) | [リンク、著作権等について](#) | [サイトマップ](#)

内閣官房（法人番号3000012010001）
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111（代表）

内閣官房
Cabinet Secretariat

Copyright © Cabinet Secretariat. All Rights Reserved.